

羅国華 著

## 『錫鉱山の彼方に』

Francis Loh Kok Wah, *Beyond the Tin Mines: Coolies, Squatters and New Villagers in the Kinta Valley, Malaysia c. 1880-1980*, シンガポール, Oxford University Press, 1988年, xv+304 ページ

原 不二夫

## I 本書の構成

本書は羅国華 (Loh Kok Wah) 現マレーシア理科大学教授が1980年に書き上げた博士論文を修正加筆したもので、以下のような構成・内容になっている。

はじめに

本書は、ペラ州キンタ郡の「華人勤労者」(Chinese working people)の1世紀の生活をあとづけ、社会・経済・政治上の変化が彼らの生活にどのような影響を与え、また彼らがそれにどのように対応して自らの人間性を守ろうとしたかを分析している。「勤労者」とは、権力から支配される側にある苦力(クーリー、筋肉労働者)、無許可居住者(squatter)、新村(new village)住民である。

## 第1章

## 第1節 錫鉱山と無許可耕作(1880年頃～1941年)

キンタ地域では、1880年代初頭に錫鉱床が発見されてから人口が急増した。採掘にあたったのは華人小企業で、労働力も主に南中国から引き入れた華人だったため華人人口は1880年代初期の4000人から1911年には18万4693人に達した。それでも労働力は不足で、労賃が生産費の80%にも達した。イギリスは1890年代末以降法規制を強化して華人小企業を圧迫し、1912年以後は錫生産支配と労賃引き下げをめざして大規模な機械採掘を開始した。第1次世界大戦による食糧不足(マラヤ全体が食糧の多くを輸入に依存していた)とそれに伴う労賃の高騰で、鉱山側は一層の労働者整理、機械化を進めた。その結果多くの華人小鉱山が没落する一方、イギリス系鉱山では生産量の急増にもかかわらず雇用数は漸減した。キンタを中心とするペラ州の鉱山雇用数は、1913年の12万6361人を頂点に、20年5万622人、27年7万7418人、33年2万3042人、41年4万7514人と、景気の波による増減を含みつつ長期的減少の道をたどった。解雇された華人

労働者は、一部はゴム採掘工、小商人、露店商、人力車引きなどになったが、多くがキンタ内で、政府の正式な許可を得られないまま野菜、米栽培を始めた。植民地当局は、1920年代の食料不足が深刻な時期にはこうした農地に暫定占有許可を与えたが、土地の正式な払下げは常に鉱山主やマレー人に優先的になされたため、華人の暫定占有権はきわめて不安定で、当局の意向ひとつで容易に取り上げられた。1930年代の華人社会は、女性の比率が高まって家族が形成され、定着化が進んでいた。鉱山労賃は一家を支えるにほど遠かったから、戸主が鉱山に雇われても家族は農業を続ける場合が多かった。彼等は農業という最後のよりどころをもっていたために解雇を恐れずしばしば争議を起こした。当局は、その意味でも彼等を農地から切り離して完全な賃労働者化する必要があった。

## 第2章

## 第2節 戦争・戦争直後(1942～48年)

日本軍占領期、ペラの錫鉱山のほとんどは日本企業の管理下におかれたが、3年8カ月の総生産量は1940年単年の生産をわずかに上回る程度だった。労働者のほとんどが解雇され、奥地に入って農耕を始めた。都市住民も、「粛清」(大量処刑)や強制献金や「勤労奉仕隊」編入を避けて多数が奥地に入った。食料不足を補うため、日本軍はマレー人保留地、鉱区、森林保留地への入植も認めた。

戦後イギリス当局は、イギリス系鉱山には再興・近代化のため低利の巨額融資を行なったが(返済は「戦時損失賠償」で行なわれ、鉱山側は実質上負担を免除された)、華人鉱山への融資は認可件数も1件あたりの金額もごくわずかだった。その結果、生産は回復したが、従業員数は伸びず、華人は「違法」農業を続けるしかなかった。食料不足が深刻だったので、当局も2年の立退き猶予期間を認めた。生活苦から争議が頻発し、鉱山労働者は農業を兼ねるがゆえの力を背景に賃上げを実現させた。戦中・戦後を通じて、労働者、農民を擁護し、その利益を代弁したのはマラヤ共産党(以下マ共)だった。

## 第3節 無許可入植者問題と再入植(1948～50年)

1948年3月に2年間の猶予期限が切れたが、立退き後のマレー人保留地、州有地などへの再入植には反対が強かったため、当局は新たな社会不安を恐れて強制立退きをためらった。1948年6月の非常事態宣言とマ共による武装闘争開始が状況を一変させ、同年11月から一部で強制立退きが始まった。抜本解決を探るために連邦政府が設置した「無許可入植者委員会」(SC)は1949年2月、

短期策として強制立退き、長期策として半永久的土地占有権認可を答申したが、採否を一任された各州政府は短期策のみを採用した。ペラ州SCの答申(1949年10月)では、州内無許可入植者13万人に関し2万2000人の再入植と一部宅地への暫定占有権認可を勧告しただけだった。

治安状況が一向に改善されなかったため、1950年にイギリス作戦軍司令官として着任したブリグス(Briggs)中將は、無許可入植者全員の強制再入植を提起、これに基づいて54年までに57万3000人が480の「新村」に再入植させられた。このうちペラ州は最多の129村、20万6900人だった。キンタでは全住民のほぼ半分が再入植の対象となった。しかし再入植後も土地問題は未解決だった。

#### 第4節 再入植後の新村(1950~57年)

財政赤字とマレー農村優先策とのために新村には国庫補助はほとんどなく、住居、水道、排水、電気、医療、教育などの基本施設もおろそかにされた。1949年にイギリスの支援を得て結成されたマラヤ華人公会(MCA)が新村福祉のための宝くじを創設、新村改善に一定の役割を果たしたが、それも54年に禁止された。農地は与えられず、朝鮮戦争に伴う好況時にゴム園や錫鉱山で得た雇用も、景気後退とともに失われた。当局は、生産活動はおろか日常生活さえ厳しく規制する一方、村民のマラヤ政治への組み入れのため地方議会開設、再入植担当官(resettlement officer)任命などの懐柔策を取ったが、一部エリートの支持を得ただけだった。農民はマ共ゲリラからは引き離されたが、窮状を強いる政府にも反発を強めた。

### 第3章

#### 第5節 新村内の社会・経済状況(1957~69年)

マレー農村が連邦政府農村開発省所管だったのに対し、新村は市街地に分類され地方議会管轄下に入れられた。前者の事業は全額政府補助(outright grant)が認められたのに対し、後者には折半補助(matching grant)しか認められず、新村の状況は一向に改善されなかった。地方議会、再入植担当官の廃止で、新村はますます残り残されることになった。

錫鉱山での雇用が微増したほか、1960年代には工業への雇用が目立ったが、新村の人口増には追いつかず、村民は再び森林保留地や州有地や錫鉱区でタピオカ、落花生などの無許可栽培を始めた。しかし、1960年代後半には、州政府による土地開発、大企業によるタピオカ生産、錫鉱山の採掘再開などによって、農民は再びこれら

の土地を追われた。

#### 第6節 新村内の政治力学(1950~69年)

1950年代初頭に宝くじなどで新村住民の支持を集めたMCAは、国民党や秘密結社とのつながりのために次第に疎んじられ、マラヤ独立(57年)後は「金持ち集団」「華人の利益を売り渡した」との批判を浴びた。代わって、ペラ進歩党(1953年結成。のち人民進歩党と改称。PPP)が「土地取得支援」を標榜して村民の支持を集め、60年代には州内の各種選挙で勝利を収めた。PPPの非マレー人擁護の種族主義的主張が華人新村民を惹きつけたためだ、とする主張があるが、華人の種族主義は、所与の、時間・空間を超えて普遍的に存在するものではない。マ共抑圧前は種族主義を超えた平等主義、社会主義を求めていたのだが、華人だけの「新村」に囲い込まれ、接触するマレー人は敵意を持つ役人だけだったために、華人種族主義を強要されたのである。

#### 第7節 1970年代初期の新村

1969年の総選挙で壊滅的な敗北を喫したMCAに改革派が台頭、ペラ州で作業部隊(task force)を結成して新村内党基盤の建て直しを図った。当初は一方的な啓蒙運動で村民の反応は鈍かったが、やがて村民の不安・不満の根源が土地からの排除にあることを理解し、暫定占有権の長期占有権への転換、租借権の延長などを政府に要請するに至って、村民の支持は高まった。しかしMCA内の保守派と改革派の対立が深刻化、保守派が統一マレー国民組織(UMNO)の支持を背景に勝利を収めて改革派は除名されたため、新村民のMCA支持も終わった。

#### むすび

20世紀に入ってイギリスがキンタの錫生産の支配権を握って以後、華人労働力は錫生産の安全弁となり、好況期には鉱山に雇われ、不況期には解雇されて無許可耕作に従事してきた。錫生産は不断に合理化が進んで長期的には雇用は減少し続け、華人にとって農耕の重要性は増したが、国内での食糧自給が緊要でなくなれば土地を取り上げられるという無許可耕作者の立場は変わらなかった。「華人勤労者」はこのような立場を守ってくれる者に対して支持を与えたのであり、それは1948年まではマ共、60年代後半は野党であった。1950年代の無党派性は、いずれの勢力も彼等の利益を保護しなかったことへの自覚的対応だった。彼らにとって生産と人間性の維持が最も緊要なのであり、それが種族的要求の形を取ったのは、新村が人為的な種族機構だったためである。

## II 本書の意義、分析視点、論旨

マレー連邦州 (FMS)、ペラ州政府、イポー土地局 (LO)、キンタ土地局ほかの報告書、ペラ州政府官報、その他諸々の膨大な一次資料を丹念にあたり、キンタ地域に直接聴き取り調査に赴いたうえでのものである。本書は、すぐれた「キンタ郡における華人 100 年史」であるばかりではない。錫、新村がマレーシア華人全体を象徴する事象であるがゆえに、ある意味で「マレーシア華人 100 年史」ともみなし得るだけの普遍性を持っている。19世紀末マラヤに導入された華人労働力 (苦力) の大宗は錫鉱山労働者であり、新村は今日でも全華人人口の 4 分の 1 を占めて依然重要な社会問題になっているからである。また本書からわれわれは、キンタ地域の華人、ひいてはマレーシア華人全体の政治動向を理解し占う上で不可欠の重要な視座をも手に入れることができる。実に味わいのある研究書である。

本書の最大の貢献のひとつは、錫生産の中心地キンタにおける社会・経済発展の分析を通じて、華人無許可入植者の発生・存続の過程を構造的に解きあかした点にある。新村はいつどのような背景の下にどれほどの規模で生み出され村民はどんな状況におかれてきたか、を知るうえで、きわめて有益である。

従来、華人無許可入植者は、日本軍占領期に圧政を逃れて都市部から山中に移り住んだ人々を以て嚆矢とすると思われてきた。しかし著者によれば、無許可入植者は 20 世紀初頭、錫鉱山支配に乗り出したイギリス資本が、機械化・合理化によって華人小企業淘汰・華人労働者「人員整理」を進めた結果、生み出されたものという (ただ、無許可入植が全国に広がり 50 万人という膨大な数になったのは日本占領期であった、という事実には変わりはない)。錫生産を円滑に進めるために、華人労働力は常に鉱山の周辺にあって、しかも土地から切り離されている必要があった、との謂であり、商品としての労働力の性格を端的についた指摘である。資本もしくは企業の論理を貫徹しようとする権力者の側 (著者のいう “power block”) と、単なる労働力である前に人間であろうとする「勤労者」との対立のなかに歴史の主要な動因をみようとすると、観点は、「本来商品でない労働力を商品とするところに資本主義生産の最大の矛盾がある」とする宇野経済論と一脈通ずるところがあるようだ。ただし、戦後は「無許可入植者」の規模からすれば鉱山雇用は死活的重要性を失っており (189~191 ページ参照)、無許可入

植者の土地問題は錫資本の論理からだけでは説明できないと思われる。政府による土地開発などは、純経済的にとらえる限り華人のみに対する占有権否定にはつながらない。しかし、錫企業に代る資本の論理の体现者が誰で、彼等はどんな論理に基づいて土地所 (占) 有権を拒否しているのかについては、必ずしも十分には明示されていない。著者は、単なる経済的合理性だけでは処理できない政治的な要素が働き、それこそが種族的色彩をもち入植者に種族的反応を強いるのだ、と示唆しているのかも知れない。たとえば、1949 年のペラ SC の答申は「責任ある市民の創設という SC 自身の理念に反するもの」とされる (120 ページ) が、この「SC の理念」こそ資本一般の論理にあたり、それが何らかの理由で棚上げされたことを示しているのであろう。

「華人農民は、脆弱な立場におかれた彼等を理解・擁護しその利害を代弁してくれる政治勢力に対して、支持を表明し、それによってまた自らを守ってきた。1930 年代から 48 年までのマ共、限定つきながら 50 年前後の MCA、60 年代の PPP、70 年代初頭の MCA 改革派、70 年代半ばの民主行動党 (DAP)、70 年代後半の MCA がそうした政治勢力にあたる」というのが著者の結論のひとつである。農民がどのような状況におかれ、誰がどのようにその救済に奔走したかを詳細に跡付けているために、示唆に富む、かつ説得力のある論旨であるが、一抹の不満も残る。「権力者」と「勤労者」との間で、これらの政党がどのような位置づけを与えられているかが、必ずしも明確でないからである。MCA は一貫して与党連合の一員だし、改革派の多くが MCA 除名後入党した民政運動党 (GRM) も、PPP も、1970 年代前半には与党連合に加わっている。

## III 見逃された点について

(1) 本書の分析対象期間のごく初期にペラの移民状況を視察した齊藤幹・駐シンガポール領事は、駐在官 (Resident) が「目今の移民 (支那人) は数十年來錫鉱山の利益に狂奔し、耕作の事は其顧るところに非ず。……当政府は数年来種々の方法を以て農業の奨励を試みたれども、常に鉱山の威力に圧伏せられ多く其効を見ず」と述べて農業移民奨励策を熱っぽく説いた旨を記している (齊藤『馬列半島南部西岸諸国巡察記』外務省 1894 年の「ペラ一国部」70, 71 ページ)。とすれば、イギリス当局の華人鉱山抑圧策は農業振興、食糧確保のためであり、当時、この奨励策に基づいて合法的に農地を得た華人農民

もかなりいたはずだと思うが、いかがなものだろうか。

(2) 独立政府の樹立(1957年)、従って UMNO 支配の確立がどのような変化をもたらしたか、という視点からの分析も必要だったと思う。また、1949年に連邦政府が州政府による SC 答申受け入れを警戒した(111 ページ)、ペラ州政府は連邦 SC の意向に反して恒久的土地占有権認可を拒否した(128ページ)、との記述は、当時連邦政府も州政府も共にイギリスの支配下にあったことを考えればいかにも奇異に映ずる。それぞれの自治権がどれほどであったかを説明して欲しかった。

(3) 農民が常に外部の政治勢力に反応するものとしてしか描かれていないことには、やや疑問が残る。例えば戦後各地に結成された「農民協会」は確かにマ共系の組織だったが、マラヤ史上初めて農民が自らの利益を守るために自発的に作り上げた組織、という側面もあったと思われる。著者はペラ農民協会について簡単に触れているが(87ページ)、そのような視角から「農民協会」そのものをもう少し詳しく分析して欲しかった。

(4) 華人入植者は1948年以前はマ共の社会主義、平等主義、非種族主義を支持していた(225, 229ページ)と、マ共を無前提に非種族的政治勢力と規定しているが、マ共が種族の壁の打破に心血を注ぎながらも結局は華人のなかにしか勢力を広められず、華人の利益擁護が運動の中心になったことは周知の事実である。「大衆の意識・運動に生れながらの(primordial)種族主義はない」(221ページ)ことを信ずる、いや近年では信じたい者の1人として評者は、著者がいつの日にか本書と同様な視点・手法を用いて、マ共とその運動がなぜ種族の枠にとらわれざるを得なかったかにまでさかのぼって分析してくれることを期待している。

(5) 著者は、キンタの華人社会における女性、小児およびマラヤ出生者の比率の上昇を以て、1930年代の華人マラヤ定着の確証とし(32, 33, 110ページ)、それをマラヤ意識の定着、マラヤ政治への参画と同義として以後の議論を進めている。しかし物理的なマラヤ定着を直ちにマラヤ意識の定着に結びつけるのはいささか性急に過ぎるのではなからうか。現に新村内の華文学校の教育内容がマラヤ化されたのは1950年代だったことに、著者自身も触れている(138ページ)。それまでは中国の教育課程に則った教育が行なわれていたのである。

(6) 1945年10月発表の「マラヤ連合」案(マレー人以外にもマレー人とほぼ対等な公民権を認めるもの)にマレー人は左右両翼とも猛反対したが、華人は全般的に無関心だった。イギリスがマレー人上層の要求を呑み、代

替案として1946年12月に示した「マラヤ連邦」案には、今度は多くの華人が左右を問わず反対した(陳禎祿 [TunTan Cheng Lock] 指導下に全マラヤ共同行動評議会 AMCJA が結成された)が、結局無為に終わった。この時期、もしキンタ地域の華人の間にマラヤ意識が定着していれば、土地占有権獲得に少しでも有利な地位を得るため、公民権獲得に死活的重要性を認めるはずである。彼等が上記評議会運動にどのように関わったか、もし関わりをもたなかったとすればそれはなぜか、についても分析して欲しかった。

(7) 非常事態宣言(1948年6月)後強制立退きが本格化してきた時、華人農民はクアラルンプール、ペナンの中国領事館に窮状を訴えた。イポーに領事館が開設されイスラム教徒の馬天英領事が着任したのは非常事態からわずか2カ月後の1948年8月で、馬領事は息つく間もなく、現地に赴いたり、イギリス当局と交渉したり、華僑団体大会を召集したりするなど、農民(難僑)救済のために奔走した。このような任務は、駐シンガポール総領事を含め、他の総ての中国領事に期待されていた。これより前、許孟雄駐クアラルンプール領事(1946年3月～47年6月在任)は、華人保護のため越権行為をしたとしてイギリス側の不興を買ったらしく(『南僑日報』1947年4月18日)、更迭の憂き目にあっている。つまり、当時華人が最大の拠り所とした機関、少なくともそのひとつは、領事館だったのである。ところが、中華人民共和国が成立し、1950年1月に新政府とイギリスとの間で国交が樹立されると、直ちにマラヤ内の全領事館が閉鎖された。華人は領事館が新政権に引き継がれるものと期待したが、イギリスはこれを拒否した。同年ブリグス計画によっておびたしい数の「難僑」が生み出されたとき、領事館に代る救済機関たりうるのは、前年1949年2月に結成されたばかりの MCA (陳禎祿委員長) だけだった。この時期の『南僑日報』(シンガポールで発行されていた親中国系日刊紙)を見てみると、領事館の役割が MCA に移っていく様がよく分かる。MCA の行動がどれほど有効だったか、農民の支持を得たか否か、は別として、同党が担った役割の大きさは否定できないだろう。領事館から MCA への役割の移行が、中国指向からマラヤ指向への華人の意識上の転換と密接に関わるように思えてならない。

こうした領事館の役割についても、空論の展開にとどまることなく実際に華人農村の段階までおいて分析できる研究者は、著者をおいて他にない。あえて欲の深いお願いをする所以である。

(8) 著者は“new village”(華語で「新村」)という呼称を1952年に高等弁務官 テンプラー将軍 (Sir Gerald Templer) が命名したものとしているが、少なくとも華語に関する限り「新村」はそれ以前にもあった。たとえばマ共機関紙『民声報』は、日本占領時代の華人移住によって作られた「ペナン州プロヴィンス・ウェルズレイ各地の新村」(1948年1月27日)、「スランゴール州の峇東 (Badung?) 新村」(1946年5月4日)に言及している。ただしこの事実は、新村分析をその歴史的起源にさかのぼって行なうという著者の方法論の正しさを証明するものでこそあれ、決してそれを損うものではない。

さらに『民声報』1947年11月1日によれば、日本軍政時代クアラルンプール郊外アムパン (Ampang) からの強制移住によってスンガイ・ウェイ (Sungai Way) に「新南洋村」が開設されたという。『南僑日報』1949年6月17日も、日本軍がプロヴィンス・ウェルズレイで農民600人を強制移住させたと述べている(注1)。

ここから2つの点が指摘できる。第1は「新村」の文字どおりの起源が日本占領期にさかのぼること、第2は日本占領期の華人の山間僻地への移住が従来信じられていたように圧政を逃れて自らの意志で行なったものばかりでなく、強制によるものもあった、ということである。このような事実は、最大の新村数をもつキンタ地域でもあったに違いない。しかし、この点の解明は、著者に注文する前にむしろわれわれ日本人自身が手懸けるべきであらう。

占領期の華人の移住、疎開については、日本ではシンガポール住民のジョホール州エンダウ (Endau) への入植が「昭南」(当時のシンガポールの呼称) 市政当局者の華人を守るための「義拳」として紹介されているだけである。ちなみに、この開拓地は通常「新昭南」として知られているが、事業の生みの親の篠崎護氏は、当初「エンダオ新村」と呼ばれていた、としている(篠崎護『シンガポール占領秘録』原書房 1976年 105ページ)。また、南洋大学の調査でもこの事実は「新村開墾計画」として論及されている(『南洋文摘』1970年8月号 554ページ)。

しかし、マラヤ本土華人の移住、強制移住の実態に関しては、その数が50万人にも達したといわれているにもかかわらず、全く解明の斧鉞が入れられていない。著者の切り拓いた分野をさらに広げ深める日本人若手研究者の出現を祈ってやまない。

(アジア経済研究所地域研究部)

(注1) 『民声報』1947年5月26日によれば、「峇東新村」への移住も日本軍による強制入植だった。また同紙1947年7月5日によれば、スランゴール州クアラ・クブ・バルー (Kuala Kubu Baru) で日本軍は町の一部を焼き払い、焼け出された住民を郊外に移して「模範村」(1947年当時の呼称は「新古毛新村」。新古毛は Kuala Kubu Baru のこと) を作ったという。